様式第２号（政務活動実施報告書）

平成２５年１１月２５日

井原市議会議長
宮　地　俊　則　　様

井原市議会議員　　三　宅　文　雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

１．実　施　期　間

平成２５年１１月１８日～１１月１９日

２．研修会等の開催地または視察、要請・陳情活動先

滋賀県大津市唐崎２丁目１３番１号
財団法人　全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

３．研修会等の名称または視察、要請・陳情活動内容

平成２５年度第３回市町村議会議員特別セミナー

４．研修会等の講師名または視察、要請・陳情活動先の担当者名

（１）関西学院大学災害復興制度研究所　主任研究員・教授　山中茂樹　氏

（２）東京大学名誉教授　　大森　彌　氏

（３）一橋大学経済学研究科教授
同大学国際・公共政策研究部国際政策大学院長　　佐藤主光　氏

（４）慶応義塾大学法学部教授　　片山善博氏

５．活　動　内　容

（１）災害からの再生と震災復興

東日本大震災は有史にも大きく掲載されるであろう、甚大な被害をもたらしました。災害が発生してから２年以上経過しても、尚今日、多くの人たちが仮設住宅で生活されておられます。被災地域の再生にむけて、多くの政治家や学者が議論をされています。

元の生活を早く取り戻したいという復旧派と、この際だから新しい町作りに真剣に取り組んでいこうではないかという復興派の人達である。

被災地復興のために１９兆円という巨額の復興予算が経常されたが、現地を見る限り復興は全く進んでおらず、年間予算も計上したが消化してない自治体が殆んどだそうである。阪神淡路大震災で大きな被害が出た当時の貝原元知事はいう。被災地から遠く離れた霞ヶ関で復興計画をたてるのではなく、地元にやらせればよいと。そうすれば当然復旧復興に向けてのスピードも早まるであろうし、とにかくだいじなことは生活基盤を早く取り戻したいという被災者の願いである。漁港や魚市場、水産加工場や製氷施設、造船所や鉄工所等々のとにかく「早期の再開」である。

今回の大震災では、被災者が元の生活スタイルを取り戻して、安心して生活できるようになった時に初めて復興が完了したといえるであろう。今後きたるべき大災害に備えて、今回の大震災では我々日本人は多くの教訓を得た。子や孫の代まで伝えて行かなければならない使命が現在を生きているものには与えられている。

（２）これからの地方議員のあり方

１）議員定数上限規定の撤廃とその後の対応

国の権限委譲の増加により地方自治体の事務量が増大してきている。当然地方議会の仕事量もふえてくる。とにかく国の関与が多すぎる、即ち国が地方自治体を管理しているという現実がある。地方議会においては、法定の議員定数以下で運営されている議会が殆んどである。議員はなぜ政務調査が必要なのか、それは自治体で進めている総合計画について、内容を点検しなければならないという義務がある。議員一人一人の責任は重大であるということである。

２）議会が自治体の機関（議事機関）であることの意味

国と県市町村（地方公共団体）のしくみは国が憲法で定めている。道州制の議論が進んでいるようだが、地方自治法では、道州制は可能なことになっているが、憲法では決められていない。道州制は国民会議できめることになっている。首長と議会の関係は永遠に続く。執行機関をいかにコントロールするかが議会の役目である。

３）執行機関との関係

執行機関である県市町村は企画立案し、予算編成権を持っているのが現状である。どこの議会事務局もそうだが、行政側（執行機関）の思うように動いて欲しいと思っているのが殆んどである。たとえば災害時には、首長と行政側だけで対応する。何故議会側は動かないのか。それは行政側には執行権があるからである。

４）住民との直接回路

議員は選挙で選ばれ当選証書を受け取り、四六時中議員であり続けなければならない。住民は議会の傍聴にいっても黙ってじっとして聞いていなければならない。発言できない仕組みになっているからである。行政は公聴会など開いて、住民と直接対話できるような機会をつくり、行政に住民の考えていることを反映できるように努めるべきである。

５）地方議員に求められる資質

住民は試験によって議員をテストできない。選挙で選ばれた議員は、住民の付託を得ているので、常に模範となるべき行動をとるように努めるべきである。議会基本条例のない議会は是非作ってもらいたい。それから、すでに基本条例がある議会に立候補しようとするものは、最低限これを認識していないといけない。議員は首長の暴走を許さず、与えられた権力を多いに行使してもらいたい。

（３）地方財政の課題と方向性

１）一体改革と地方財政

消費税の増税が２段階で引き上げられることがきまった。介護・医療・保育所等の社会保障サービスの多くは地方自治体が担っており、安定財源として地方消費税の拡充を求めてきた。これからの地方税制は税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが肝要である。近年この税源の偏在是正を解消する案のひとつに地方法人課税を巡る議論が噴出している。

２）わが国の地方財政

日本の財政制度は国が税収では６割を確保、一方支出面では６割を地方自治体に執行させ、支出責任を担わさせているという構図になっている。いうなれば国家が政策を企画立案、財源確保し地方に執行を任せるということになる。幅広くいえば、国と地方の財政は互いに独立しているわけではない。地方財政の究極の責任主体はどこかという議論になると、それは国家という保護者責任に帰着する。そこで現在のこういったシステムを解消するために、盛んに地方分権の議論が行われているのである。

３）地方財政の現状

９０年代以降、国債・地方債の発行が大幅にふえ、国・地方の財政状況は悪化の一途をたどっている。今求められているのは、「過去の清算」としての財政健全化である。遅れれば「ツケ」は将来世代に先送りされる。

４）地方税制の課題

わが国の地方税制の特徴は税目が多様であること、税収が不安定であること、そして地域間格差が大きいことと、法人課税に偏った課税自主権である。これからの時代は、国際的にみても高い法人実効税率と、経済活動を阻害しない税体系の構築、及び経済環境（高齢化・グローバル化）に即した税体系の見直しが急務である。

５）地方分権時代の税制

地方消費税に個別の自治体（都道府県）が課税自主権（税率決定）を行使することはできない。これからの地方分権時代の税制改革の潮流は、所得課税から消費課税重視へと移行しなければならない。何故なら社会全体が高度成長型（企業課税が軸）から、グローバル経済・高齢社会対応型（消費課税を軸）へと移行しているからである。地方自治体にとっても、成熟・高齢社会型（対人給付・サービスが中心）への受益構造の転換がもとめられている。

（４）地方自治と議会改革

１）地方分権と議会改革

これからの地方自治は、地方分権へと進む傾向がある。その基本的な流れは変わらない。これからの地方議会は、地方分権化に即応した議会改革が求められる。

２）住民から見た議会への違和感

そもそも議会というものは、傍聴人に警戒感を持たせない、持たれないような、開かれた議会でなければならない。傍聴人取締り規則がある自治体もある。市民目線にたった、住民との違和感のない議会、ちなみに米国では傍聴席と議場が同じフロアにある。

３）これまでの議会改革を点検する

例として、請願と陳情という制度がある。請願は紹介議員を通さなければならないという規定があり、住民にとって実に違和感がある。案として、一議員ばかりを通しての陳情ばかりではなく、当番制にするというのもひとつの方法である。請願と陳情の違いについて、陳情については、紹介議員はいらないしハードルも低くアフターも不要である。将来的には、請願と陳情のハードルを下げるように検討しなければならないであろう。

４）これからの議会を考える

これからの議会は市民の心をつなぐ議会でなければならない。日本は議員中心の議会になっているが、米国では議題中心の議会である。議会のなかで分からないことがあったときなど、第三者に聞くなどして、これからの議会は議案本位の議会にするような議会改革が求められている。

５）地方議会をめぐる最近の話題

最近起きた事件のひとつに、教員の大量退職により現場が大混乱したという事例が起きた。これは国と地方との話し合いがうまくかみ合っていなかったために、生じた結果である。もう少し法案の成立を早めて施行し、地方がそれに対応すれば良かっただけのことである。そこまで考えていなかった国にも責任がある。教員だって人間である。退職金だって多いほうがよいに決まっている。対応が甘かったと責められても仕方あるまい。

１．報告書は、政務活動終了後２週間以内に提出すること。
２．活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

様式第２号（政務活動実施報告書）

平成25 年 11 月 28 日

井原市議会議長
宮地俊則 様

井原市議会議員
上野安是

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

１．実　施　期　間	平成25年11月18日(月)～11月19日(火) 〈2日間〉
２．研修会等の開催地または視察、要請・陳情活動先	滋賀県大津市唐崎 (全国市町村国際文化研修所)
３．研修会等の名称または視察、要請・陳情活動内容	平成25年度 第3回市町村議会議員特別セミナー
４．研修会等の講師名または視察、要請・陳情活動先の担当者名	別添のとおり
５．活　動　内　容	別添のとおり

１．報告書は、政務活動終了後２週間以内に提出すること。
２．活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

講師紹介

◆山中　茂樹（やまなか　しげき）氏
関西学院大学災害復興制度研究所　主任研究員・教授

1946年生まれ。大阪府出身。朝日新聞神戸支局次長の時に、阪神・淡路大震災に遭遇。これを機に震災・防災担当の編集委員に転じ、震災10年にあたる2005年4月に朝日新聞社に在籍したまま、関西学院大学の災害復興制度研究所創設に参加、主任研究員に就任。兵庫県の「台風23号災害検証委員会」や国の「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」の委員などを歴任。専門は災害復興論。日本災害復興学会理事（総務委員長、広報委員長など）、大規模災害対策研究機構副理事長、減災・復興支援機構副理事長などを務める。

主な著書に、「復刻版　復興経済の原理及若干問題」（2012年、関学出版会）、「漂流被災者―「人間復興」のための提言」（2011年、河出書房）、「いま考えたい～災害からの暮らしの再生」（2010年、岩波ブックレット）、「震災とメディア［復興報道の視点］」（2005年、世界思想社）などがある。

◆大森　彌（おおもり　わたる）氏　　東京大学　名誉教授

1940年東京生まれ。1968年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。法学博士。同年、國學院大學法学部専任講師。1971年東京大学教養学部助教授、1984年同大学教養学部教授、1997年～1999年同大学大学院総合文化研究科長・同大学教養学部長。2000年千葉大学法経学部教授（2005年まで）。

NPO法人地域ケア政策ネットワーク代表理事、財団法人地域活性化センター全国地域リーダー養成塾塾長、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長、長野県参与などを務める。

主な著書として、「政権交代と自治の潮流　続・希望の自治体行政学」（2011年、第一法規）、「変化に挑戦する自治体―希望の自治体行政学―」（2008年、第一法規）、「官のシステム」（2006年、東京大学出版会）などがある。

◆佐藤　主光（さとう　もとひろ）氏
一橋大学経済学研究科教授、同大学国際・公共政策研究部国際政策大学院長

1992年一橋大学経済学部卒業。1998年クイーンズ大学（カナダ）経済学部博士課程修了。

1999年一橋大学経済学研究科講師、2002年同大学経済学研究科助教授を経て、2009年同大学経済学研究科教授、2012年同大学国際・公共政策研究部国際公共政策大学院長に就任、現在に至る。専門は、財政学。

主な著書として、「地方税改革の経済学」（2011年、日本経済新聞出版社）、「震災復興　地震災害に強い社会・経済の構築」（共著、2011年、日本評論社）、「地方財政論入門」（2009年、新世社）、「地方交付税の経済学」（共著、2003年、有斐閣）などがある。

◆片山　善博（かたやま　よしひろ）氏　　慶應義塾大学法学部　教授

1951年岡山県生まれ。1974年3月東京大学法学部卒業後、自治省に入省。国税庁能代税務署長、自治大臣秘書官、自治省国際交流企画官、鳥取県総務部長、自治省固定資産税課長、自治省府県税課長を歴任後、自治省を退職。1999年4月に鳥取県知事に就任、2期務める。2007年4月鳥取県知事の任期満了に伴い、慶應義塾大学大学院法学研究科教授に就任。2010年9月から2011年9月まで総務大臣を務め、同月、慶應義塾大学法学部教授に復職し、現在に至る。

この間、地方制度調査会副会長、中央教育審議会委員、財政制度等審議会委員、官民競争入札等監理委員会委員、行政刷新会議議員など多数務める。

主な著書として、「日本を診る」（2010年、岩波書店）、「市民社会と地方自治」（2007年、慶應大学出版会）、「災害復興とそのミッション―復興と憲法」（2007年、クリエイツかもがわ）、「地域間交流が外交を変える」（2003年、光文社）などがある。

災害からの再生と震災復興

講師：山中茂樹氏

（関西学院大学 災害復興制度研究所 主任研究員・教授）

・復興の定義は、まだない。

→ なぜ、復興を定義できないのか？

1. 復興観が異なる
2. 復興の主体が定まらない
3. 合意形成の手法が定まらない

◎重要なのは、

1. 復興のスピード
2. 現地主義
3. 共有できるビジョン

相互に関連

統治的復興 （災害の抽象化） （俯瞰的・マクロ的）	市民的復興 （災害の人格化） （水平的・ミクロ的
救命　救急	被災援護 ← ボランティア
仮設市街地 ← 復旧	復興準備 ← NPO （自己決定権・幸福追求権）
連続復興 ← 復興 （地域に見合った復興）	復興・回復 ← NGO （市民主権）
防災 （復興を踏まえた防災）	事前復興 （ボトムアップ） 脆弱性の発見

これからの地方議員のあり方

講師：大森 彌氏
（東京大学名誉教授）

1. 議員定数上限規定の撤廃とその後の対応

どうして今の定数が必要なのかという議員定数の法的根拠を定める必要がある。

2. 議会が自治体の機関（議事機関）であることの意味

権限はすべて法律に書いてある。→ 力…大きい

3. 執行機関との関係

首長＝予算編成権
執行機関＝本来は執行のみ
しかし、実際は執行すべき事案の企画・立案まで
↓
議会で企画・立案まで
（但し、執行プロセスが必要）

4. 住民との直接回路

・議員活動をどう理解してもらうのか
・議員の具体的権限がわからない
↳ だから、議会基本条例に書く
・住民の声を直接反映する装置がない

5. 地方議員に求められる資質

・権力の恐さを知り、検討して、妥協して行使していく必要がある。

地方財政の課題と方向性

講師：佐藤主光（もとひろ）氏
（一橋大学経済学研究科教授）

我が国の地方財政制度

(1) 地方自治体は幅広く公共サービスの提供を担っている。
(2) 地方が税収サイドよりも大きな責任を担う
→「垂直的財政力格差」が顕著
(3) 国が企画、立案、財源を保障、地方が執行を担う
→「集権的分散システム」
(4) 国の関与・規制は詳細。
・支出面でも地方の裁量、権限は限られる
・幅広い財源保障によって地方の財政上の責任も限られている。

わが国の地方税の特徴

(1) 多様な税目
(2) 法人課税への依存
(3) 税収の不安定
(4) 地域間格差
(5) 法人課税に偏った課税自主権

法人課税の「帰着」

長い目でみれば、
税負担は人々（一般庶民）に「帰着」する。

地方税の課題と改革

(1) 税収の安定化
　→ 税源構成の見直し

(2) 格差是正
　→ 法人二税依存度の引き下げ
　→ 地方消費税の引き上げ

(3) 地域住民のコスト意識の喚起
　→ 地方税負担の所在の明確化

(4) グローバル化への対応
　→ 法人課税の実効税率の引き下げ

望ましい地方税の条件

(1) 収入の安定性
(2) 地域間で偏在しない
(3) 固定性 = 課税ベースが地域間で移動しない。
(4) 財政責任

⇒ 住民と地方自治体が「正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢」を促進 = 受益と負担のリンク

税・財政文化の転換点

今後は

(1) 経済 … 成長を支える(国・地方)税制の構築
(2) 税 … 税は皆が「広く薄く」負担
　… 社会参加の「会費」と考える
(3) 帰結 … 当事者意識 ⇒ 政府への監視

地方自治と議会改革

講師：片山善博氏
（慶應義塾大学法学部教授）

○地方分権と議会改革

- これからますます議会は重要となる。
  最高意思決定機関＝議会
  執行＝首長
- 重要事項に関し、首長が決定することはない。
  → 条例・予算は議会が決める。
- 地方自治
  → 地域のことは自分たちで責任をもって決める。
- 地方分権改革
  → 地域のことは地域で決める
  → できるだけ地域で決められることを増やしていく。

○住民から見た議会への違和感

- 身近な存在だが→不信感。
- 請願という単語（行為）→なぜ紹介議員を通すのか。
- いつ審議するかわからない。
- 何を審議したかわからない。
- どう審議したかわからない。

所感．— さまざまな観点からこれまでの議会改革を点検（検証）し、今後の議会活動につなげていく必要がある。

様式第２号（政務活動実施報告書）

２５年　１２月　３日

井原市議会議長
　　宮地　俊則　　様

井原市議会議員　簀戸　利昭

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

１．実　施　期　間	平成２５年１１月１８日（月）～１９日（火）
２．研修会等の開催地または視察、要請・陳情活動先	滋賀県大津市唐崎２丁目１３番１号 全国市町村国際文化研修所
３．研修会等の名称または視察、要請・陳情活動内容	第３回市町村議会議員特別セミナー
４．研修会等の講師名または視察、要請・陳情活動先の担当者名	山中　茂樹 大森　彌 佐藤　主光 片山　善博
５．活　動　内　容	別紙のとおり

１．報告書は、政務活動終了後２週間以内に提出すること。
２．活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

平成２５年度「第３回市町村議会議員特別セミナー

全国市町村国際文化研修所

平成２５年１１月１８日

「震災復興事始め」　　関西学院大学災害復興制度研究所　　山中　茂樹　氏

東日本大震災復興基本法（平成２３年６月２４日法律第７６号）

（目的）

第１条　この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なであるという点において我が国にとって未曽有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災復興のための資金確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　東日本大震災からの復興は、次に揚げる事項を基本理念として行うものとする。

――未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべきこと。この場合において、行政内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

被災者の意見、被災地の復興が入っていない。

異なる復興観

復旧と復興の違いは

◎予算上の区別　　◎新しい価値や質を付加

◎時間軸上の区別　　◎復旧の足し算は０、復興は１にも２にも３にもなる

◎回復・強化　　◎災い転じて福となす

◎ハード・ソフト　　災害前より良くなることｏｒ再び盛んにな

ること→創造的復興

◎点・面

◎本来あるべき状態をつくること→創造的復旧

◎施設・都市構造

◎改良・未来創造

ある町の定義

災害復旧

文字通り「旧に復す」、原形復帰を基本とする災害対応活動。災害によって壊れた施設や機能を災害前の状態に戻す活動。

災害復興

災害前と全く同じ施設、機能に戻すのではなく、地域が災害に見舞われる前以上の活力を備えるように、暮らしと環境を再建していく活動。

識者の罠

〇漁や野良作業を知らない識者が「規制緩和」や「競争原理の導入」「大規模経営」をテレビでとくとくと語るのは、あまりに現実を知らない机上の空論である。

大災害に備えて

〇合意形成の準備

円卓方式・・・・サンタクルーズ（物語復旧）

４面会議・・・・鳥取県智頭町、石川県穴水町

アウトリサーチ方式・・・・被災者復興支援会議

｛復興の主体｝各級のコラボレーション（視点の複眼化）

〇中間支援組織の活用（ハブになるＮＰＯなど）

〇対口支援

｛復興ビジョン｝

〇復興基本法の策定・・・・復興の理念

これからの地方議員のあり方　　東京大学名誉教授　　大森　彌　氏

１　議員定数上限規定の撤廃とその後の対応

２　議会が自治体の機関（議事機関）であることの意味

３　執行機関との関係

４　住民との直接回路

５　地方議員に求められる資質

地方財政の課題と方向性　　一橋大学政策大学院　　佐藤　主光　氏

◆国と地方の財政は互いに独立しているわけではない。

◆国から地方への財政移転

———地方交付税

———国庫支出金（補助金）

◆地方全体の基礎的財政収支は黒字だが、国からの財政移転によるところが大きい。

⇒　財政移転次第で地方は赤字に転落

◆地方財政の究極の責任主体は？　⇒　国の「保護者責任」？

国の財源保障

◆地方自治法第２３２条第２項「法律またはこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合において、国はそのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない」

◆地方財政法第１３条第１項「（地方が）新たな事務を行う義務が負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない」

◆地方交付税法第１条：「（交付税は）地方団体が自主的に・・・行政を執行する機能をそこなわず、財源の均衡化を図り・・・地方行財政の計画的な運営を保障」

国から地方への財政移転

◆公共支出の６割強を占める地方自治体（都道府県・市町村）は全額、地方の「自主財源」（地方税・手数料など）で賄われているわけではない。

◆国から地方への財政移転として（１）地方交付税　（２）国庫支出金（国庫補助負担金）がある。

◆政府間補助金の種類

（１）特定補助金（例：国庫支出金）

（２）一般補助金（例：交付税）

我が国の地方財政制度

◆（１）地方自治体は警察サービスから教育、社会福祉、地方インフラ整備まで幅広く公共サービスの提供を担っている。

◆（２）税収面でみると国と地方の税収の比率は４対６だが、支出面では６対４と逆転するなど、地方が税収サイドよりも大きな支出責任を担う「垂直的財政力格差」が顕著である。
◆（３）国が企画・立案、財源を保障する一方、地方が執行を担う「集約的分散システム」になっている。
◆（４）国の関与・規制は詳細で（一見、分権化が進んでいるように見える）支出面でも地方の裁量・権限は限られる一方、幅広い財源保障によって地方の財政上の責任も限られる。

望ましい地方税

◇地方自治体の自己決定・自己責任と整合的な税源は？
望ましい地方税の条件
（１）収入の安定性
（２）地域間で偏在しない
（３）固定性＝＝課税ベースが地域間で移動しない
（４）財政責任
⇒住民と地方自治体が「正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢」を促進

改革のメッセージ

社会全体　◇新しい経済環境に適応した税制の再構築
⇒高度成長型（企業課税を軸）からグローバル経済・高齢社会型（消費課税を軸）への転換
地方自治体　◇高度成長型（産業インフラの整備）から成熟・高齢社会型（対人給付・サービスが中心）への受益構造の転換
⇒国からの財政移転（交付税等）、企業立地（法人二税）を充てにしない安定的な税源の確保⇒安定的な公共サービス提供に揚げる
地域住民　◇税金は地域社会への参加の対価
◇応益原則（広く薄い課税）は低所得者への配慮とは矛盾しない
議会は住民に対して税金の使い道がわかるように説明する責任がある。

地方自治と議会改革　慶応大学法学部教授　片山　善博　氏
◇地方分権と議会改革
条例を決める機関
条例をつくることができる
◇住民から見た議会への違和感
地域のことをする⇒議会　政策案⇒議会が提案する

◇これまでの議会改革を点検する

一般質問に終始し、議案審議をいつするかわからない。

◇これからの議会改革を考える

アメリカ方式	議案（議題）中心	ジャッジ制度
日本方式	個人（議会）中心	◎議会内討論が重要

当議会も議会内討論を中心に議会改革を行う必要がある。